

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○県営土地改良事業計画の縦覧

(農村振興課) 一

○保安林の指定

(森林整備課) 一

○保安林の指定施業要件の変更

(同) 一

○都市計画事業の事業計画変更の認可

(都市計画課) 二

○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

(住宅課) 二

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(消費生活文化課) 一七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達の入札の公告(二件)

(教育企画室) 一七

## 監 査 委 員

○外部監査人の監査の事務の補助

二一

## 正 誤

○宮城県公報令和四年号外第一八号(令和四年三月三十一日付け)中

二二

## 告 示

○宮城県告示第五百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営入間田地区土地改良事業(区画整理事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年七月五日から令和四年八月三日まで

三 縦覧場所

柴田町役場

○宮城県告示第五百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和四年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

黒川郡大郷町東成田字板谷西山三六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字板谷西山三六(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第五百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
黒川郡大郷町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 黒川郡大和町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称  
丸森町

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

仙南広域都市計画下水道事業

- 2 名称

丸森町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

- 1 収用の部分

昭和六十一年宮城県告示第二十九号、昭和六十三年宮城県告示第五百七十四号、平成二年宮城県告示第四百六十八号、平成六年宮城県告示第五十一号、平成九年宮城県告示第四百五十七号、平成九年宮城県告示第四百七十六号、平成十年宮城県告示第二百四号、平成十七年宮城県告示第二百六十四号、平成二十二年宮城県告示第十六号、平成二十二年宮城県告示第五百五十八号、平成二十八年宮城県告示第三百三十八号及び平成三十年宮城県告示第三百三十四号の事業地のうち、丸森町字神明南地内において事業地を変更する。

- 2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第五百十四号

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和四年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

県営住宅家賃規程（昭和五十三年宮城県告示第二百八十号）の一部を次のように改正する。  
本則第一号の表を次のように改める。

住 宅 名	所在地	建設年度	構造	一戸当たり 住戸専用面 積（平方メ ートル）	利便性 係数	応益係数	近傍同種の 住宅家賃
-------	-----	------	----	---------------------------------	-----------	------	---------------

県営折立住宅																県営黒松第一住宅			
同																仙台市			
同	同	平成八年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同	昭 和 四 十 四 年 度	同	同	平成二年度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造
六三・四	五六・九	五五・〇	七九・七	七四・九	七四・九	六八・六	六六・〇	六六・〇	六六・〇	六三・四	六三・四	五六・四	五四・六	五四・六	四〇・二	三三・六	八六・〇	六七・二	五六・一
〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九五六一	〇・九五六一	〇・九五六一
〇・八三三五	〇・七四七二	〇・七三三三	一・〇三三〇	〇・九六九八	〇・九六九八	〇・八八八二	〇・八五四五	〇・八五四五	〇・八五四五	〇・八二〇九	〇・八二〇九	〇・七三三二	〇・七〇七〇	〇・七〇七〇	〇・三三四四	〇・二七九五	一・〇六三〇	〇・八三〇六	〇・六九三四
一〇六、八〇〇円	九六、九〇〇円	九三、三〇〇円	二九、二〇〇円	二二、八〇〇円	二二、五〇〇円	一一、五〇〇円	一〇八、五〇〇円	一〇八、三〇〇円	一〇八、一〇〇円	一〇四、一〇〇円	一〇三、九〇〇円	九二、七〇〇円	八九、九〇〇円	八九、七〇〇円	一九、一〇〇円	一七、九〇〇円	八三、六〇〇円	六五、四〇〇円	五五、七〇〇円

県営桜ヶ丘住宅																			
同																			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同	平成九年度	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五七・〇	五六・五	五六・五	五六・五	五六・五	四五・七	四五・七	四五・七	四五・七	四五・一	四五・一	七九・七	六九・〇	六六・〇	五六・九	七九・七	七六・二	六九・〇	六六・四	六六・〇
〇・九〇四三	〇・九一四三	〇・九一四三	〇・九〇四三	〇・九〇四三	〇・九一四三	〇・九一四三	〇・九〇四三	〇・九〇四三	〇・九四三三	〇・九四三三	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇
〇・五四八九	〇・五五〇〇	〇・五五〇〇	〇・五四四〇	〇・五四四〇	〇・四四四九	〇・四四四九	〇・四四〇〇	〇・四四〇〇	〇・四三九〇	〇・四三四二	一・〇五二二	〇・九一〇一	〇・八七〇四	〇・七五〇四	一・〇四六六	一・〇〇〇七	〇・九〇六一	〇・八七二〇	〇・八六六七
五七、九〇〇円	六一、九〇〇円	五七、六〇〇円	六一、九〇〇円	五七、六〇〇円	五一、五〇〇円	四九、九〇〇円	五一、五〇〇円	四九、九〇〇円	五〇、二〇〇円	五〇、二〇〇円	二二七、三〇〇円	一一二、一〇〇円	一〇七、一〇〇円	九二、六〇〇円	一三四、四〇〇円	二二七、七〇〇円	一一七、六〇〇円	一一二、五〇〇円	一一一、九〇〇円

					県営新坂住宅 (身体障害者向け住宅)			県営新坂住宅												
					同			同												
同	同	同	同	昭和五十九年度	同	同	昭和五十四年度	同	同	同	平成四年度	同	同	同	同	昭和五十四年度	同	同	同	
同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	
八三・八	七一・三	七一・三	五六・六	五六・六	六二・四	五四・五	五二・九	七六・八	六三・六	六三・六	五四・二	七三・五	六二・七	六一・三	五九・二	四四・九	六五・三	六五・三	五七・〇	
〇・九〇三五	〇・九一三五	〇・九〇三五	〇・九一三五	〇・九〇三五	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九一四三	〇・九〇四三	〇・九一四三	
〇・八九九二	〇・七七三五	〇・七六五〇	〇・六一四〇	〇・六〇七三	〇・六一一〇	〇・五七七二	〇・五六〇三	〇・九八二二	〇・八一三三	〇・八一三三	〇・六九三二	〇・七三八一	〇・六九六六	〇・六一五五	〇・五九四五	〇・四五〇八	〇・六三三七	〇・六二八八	〇・五五四九	
八七、二〇〇円	七四、三〇〇円	七四、三〇〇円	五九、二〇〇円	五九、二〇〇円	六六、四〇〇円	五八、九〇〇円	五六、七〇〇円	一〇三、三〇〇円	八五、七〇〇円	八五、六〇〇円	七三、一〇〇円	七五、一〇〇円	六四、五〇〇円	六三、一〇〇円	六一、〇〇〇円	四六、八〇〇円	六八、七〇〇円	六八、七〇〇円	五七、九〇〇円	

県営広瀬住宅																		
同																		
同	同	同	同	同	同	同	昭和六十二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和六十年	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八四・八	八一・四	八一・四	七一・三	七一・三	六七・四	六七・四	五六・六	五六・六	八三・八	八三・八	八一・四	八一・四	七一・三	七一・三	六七・四	六七・四	五六・六	八三・八
〇・九〇三五	〇・九一三五	〇・九〇三五	〇・九一三五	〇・九〇三五	〇・九一三五	〇・九〇三五	〇・九一三五	〇・九〇三五	〇・九一三五	〇・九一三五	〇・九一三五	〇・九一三五	〇・九一三五	〇・九一三五	〇・九一三五	〇・九一三五	〇・九一三五	〇・九一三五
〇・九五〇二	〇・九一三三	〇・九一三三	〇・八〇七八	〇・七九九九	〇・七六三六	〇・七五五二	〇・六四二二	〇・六三四二	〇・九一三五	〇・九一三四	〇・八九六一	〇・八八六三	〇・七八四九	〇・七七六三	〇・七四二〇	〇・七三三九	〇・六二六二	〇・九〇九一
九〇、六〇〇円	八七、三〇〇円	八七、三〇〇円	七六、七〇〇円	七六、七〇〇円	七二、九〇〇円	七二、九〇〇円	六一、二〇〇円	六一、二〇〇円	八七、八〇〇円	八七、八〇〇円	八五、九〇〇円	八五、九〇〇円	七四、八〇〇円	七四、八〇〇円	七一、八〇〇円	七一、八〇〇円	五九、六〇〇円	八七、二〇〇円

県宮支倉住宅								県宮広瀬住宅 (身体障害者向け住宅)											
同								同											
同	同	同	同	同	同	同	平成二年度	昭和三十九年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和三十九年度	同
同	同	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六六・〇	六六・〇	六五・八	六五・八	六五・三	五三・三	五二・八	五二・四	七一・三	八四・八	八四・八	八一・四	八一・四	七一・三	七一・三	六七・四	六七・四	五六・六	五六・六	八四・八
〇・九六五八	〇・九六五八	〇・九六五八	〇・九六五八	〇・九六五八	〇・九六五八	〇・九六五八	〇・九六五八	〇・九五三五	〇・九三五五	〇・九三五五	〇・九三五五	〇・九三五五	〇・九三五五	〇・九三五五	〇・九三五五	〇・九三五五	〇・九三五五	〇・九三五五	〇・九三五五
〇・八二四〇	〇・八二四〇	〇・八二二六	〇・八二二六	〇・八一五三	〇・六六五五	〇・六五九三	〇・六五四一	〇・八〇七四	〇・九七四三	〇・九六三七	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・八一九一	〇・八二〇二	〇・七七四四	〇・七六五九	〇・六五〇三	〇・六四三二	〇・九六〇七
六九、七〇〇円	六九、一〇〇円	六九、六〇〇円	六八、九〇〇円	六八、五〇〇円	五六、四〇〇円	五五、五〇〇円	五五、六〇〇円	七四、三〇〇円	八九、六〇〇円	八九、六〇〇円	八五、七〇〇円	八五、七〇〇円	七六、三〇〇円	七六、三〇〇円	七一、八〇〇円	七一、八〇〇円	六〇、七〇〇円	六〇、七〇〇円	九〇、六〇〇円

		県宮岩切住宅		県宮蒲生住宅		県宮梶の杜住宅								県宮安養寺住宅 (身体障害者向け住宅)					
		同		同		同								同					
同	昭和三十九年度	同	同	同	同	昭和三十八年度	同	同	同	同	同	同	同	昭和三十七年度	昭和三十五年度	昭和三十四年度	同	同	
同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	中層耐火造	同	簡易耐火造	同	同	
六〇・一	六〇・一	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七六・一	六七・三	六一・二	五一・三	五〇・四	七七・七	七五・三	六一・七	五一・五	三一・四	三一・四	六八・〇	
〇・九一二三	〇・九〇二三	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇一〇	〇・九〇一〇	〇・九〇一〇	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五〇八	〇・九五〇八	〇・九五〇八	〇・九六五八	
〇・六五〇四	〇・六四三三	〇・七〇三三	〇・六三三九	〇・七六一一	〇・六八一〇	〇・六三七八	〇・八三六〇	〇・七三九三	〇・六七三三	〇・五六三三	〇・五五三六	〇・八五三六	〇・八二七二	〇・六七七八	〇・五六五八	〇・一八二八	〇・一七四七	〇・九九一四	
六一、七〇〇円	六一、七〇〇円	六一、九〇〇円	五六、〇〇〇円	七〇、二〇〇円	六二、九〇〇円	五九、〇〇〇円	八三、〇〇〇円	七三、四〇〇円	六五、九〇〇円	五六、〇〇〇円	五五、一〇〇円	八三、五〇〇円	八二、〇〇〇円	六五、三〇〇円	五五、一〇〇円	三六、三〇〇円	三六、七〇〇円	八四、一〇〇円	七一、二〇〇円

			県営六丁目東住宅							県営六丁目住宅		県営中倉住宅				県営燕沢住宅				
			同							同		同				同				
同	同	昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 五 十 七 年 度	同	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同		
同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	中 層 耐 火 造	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同			
五九・三	五五・九	五五・九	八二・四	七九・九	七八・五	六七・七	六五・二	五二・五	六〇・七	五九・二	五九・二	六二・三	六八・四	六八・四	六〇・一	六〇・一	六八・四	六八・四		
〇・九〇〇〇	〇・九一〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九二二六	〇・九二二六	〇・九二二六	〇・九二二六	〇・九二二六	〇・九二二六	〇・九二五〇	〇・九七六九	〇・九二六九	〇・九二六九	〇・九一三三	〇・九〇三三	〇・九一三三	〇・九〇三三	〇・九一三三	〇・九一三三		
〇・五六八三	〇・五四一七	〇・五三三七	〇・九八八五	〇・九〇〇三	〇・八八四五	〇・七六八八	〇・七三四六	〇・五九一五	〇・六四七一	〇・六四六二	〇・六一三二	〇・六四五二	〇・七五二二	〇・七四三〇	〇・六六〇〇	〇・六五八八	〇・七四〇三	〇・七三二二		
四四、〇〇〇円	四一、七〇〇円	四一、七〇〇円	九四、二〇〇円	九一、一〇〇円	九一、二〇〇円	七七、九〇〇円	七四、六〇〇円	六〇、七〇〇円	六六、八〇〇円	六一、七〇〇円	六一、〇〇〇円	五八、七〇〇円	七三、一〇〇円	七三、一〇〇円	六四、六〇〇円	六四、六〇〇円	六九、八〇〇円	六九、八〇〇円		

			県営黒松第三住宅					県営黒松第二住宅							県営太白住宅				
			同					同							同				
同	同	昭 和 四 十 五 年 度	同	昭 和 四 十 三 年 度	同	昭 和 四 十 二 年 度	同	昭 和 四 十 一 年 度	同	昭 和 四 十 年 度	同	同	同	昭 和 三 十 九 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 三 年 度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	五九・三	五九・三	五七・〇	五七・〇	五七・〇	五九・三
〇・九六五〇	〇・九二五〇	〇・九一五〇	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四五	〇・九二四五	〇・九二四五	〇・九二四五	〇・九二四五	〇・九二四五	〇・九二四五	〇・九一〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九一〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九一〇〇
〇・四四六〇	〇・三五〇三	〇・三四六五	〇・三三七〇	〇・三三三三	〇・三三〇五	〇・三三六九	〇・三三四八	〇・三三二三	〇・三三八三	〇・三二四九	〇・三三一八	〇・三三一八	〇・三三八四	〇・五八四一	〇・五七七七	〇・五六二四	〇・五五五二	〇・五六二四	〇・五七四六
五〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、九〇〇円	二七、九〇〇円	三三、二〇〇円	三三、二〇〇円	三〇、八〇〇円	三〇、八〇〇円	三〇、六〇〇円	二九、六〇〇円	三〇、六〇〇円	四三、六〇〇円	四三、六〇〇円	四二、二〇〇円	四二、二〇〇円	四二、二〇〇円	四四、〇〇〇円

県営将監第二住宅											県営将監第一住宅 (身体障害者向け住宅)		県営将監第一住宅									
同											同		同									
同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八一・七	七九・九	六四・三	五八・二	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・二	四〇・二	四〇・二	八〇・五	七九・九	七九・六	七九・四	六三・一	五七・六	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二
〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九三二七	〇・九三二七	〇・九三二七	〇・九三二七	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇
〇・九三九五	〇・九一〇四	〇・七三九四	〇・六六九二	〇・四六九一	〇・四六四八	〇・四三七四	〇・四三二二	〇・三五七三	〇・三四九四	〇・三四五六	〇・三四五三	〇・九三三三	〇・八八六五	〇・九〇九七	〇・八一五三	〇・七四六六	〇・六八一五	〇・四六五〇	〇・四六五〇	〇・四五九三	〇・四五九三	〇・四五九三
一一、二〇〇円	一〇、九六〇円	八四、七〇〇円	八三、一〇〇円	五五、六〇〇円	五四、八〇〇円	四三、七〇〇円	二八、一〇〇円	二八、一〇〇円	二六、七〇〇円	二六、七〇〇円	二六、七〇〇円	五九、一〇〇円	一一、七五〇円	九九、六〇〇円	一一、八二〇円	八三、〇〇〇円	一〇、二〇〇円	九七、九〇〇円	五八、七〇〇円	五九、一〇〇円	五九、一〇〇円	五九、一〇〇円

県営将監第五住宅											県営将監第四住宅				県営将監第三住宅						
同											同				同						
同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	同	昭 和 四 十 七 年 度	
同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	簡 易 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五七・〇	五七・〇	六〇・七	六〇・七	六一・四	六一・四	六一・四	六一・四	五七・九	五七・九	四四・六	四四・六	四三・五	四三・五	四四・六	四四・六	四四・六	四四・六	四三・五	四三・五	四三・五	四三・五
〇・九六六一	〇・九六六一	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九三三四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九二四四	〇・九六五〇	〇・九二五〇	〇・九二五〇	〇・九二五〇	〇・九二五〇	〇・九二五〇	〇・九二五〇
〇・五八三五	〇・五七七一	〇・六五六五	〇・六四九四	〇・五八四五	〇・五八三三	〇・五七八一	〇・五七六九	〇・五四一七	〇・五三九九	〇・四一七三	〇・四二二八	〇・四六五八	〇・三九二〇	〇・三八七八	〇・四九四二	〇・四一七五	〇・四一三〇	〇・三九三二	〇・三九三二	〇・三八八九	〇・三八八九
五二、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	七二、七〇〇円	七二、七〇〇円	四三、八〇〇円	四一、九〇〇円	四三、八〇〇円	四一、九〇〇円	四九、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四九、一〇〇円	三四、五〇〇円	三四、五〇〇円	四九、九〇〇円	三五、二〇〇円	三五、二〇〇円	三五、八〇〇円	三五、八〇〇円	三五、八〇〇円	三五、八〇〇円

県営加茂第二住宅															県営加茂住宅				
同															同				
同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度
六四・六	六四・六	六〇・五	六〇・五	七二・二	七二・二	六四・六	六四・六	六〇・五	六〇・五	六四・六	六四・六	六〇・七	六〇・七	六〇・五	六〇・五	六八・四	六八・四	六〇・一	六〇・一
〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六一	〇・九〇六一	〇・九一六一	〇・九〇六一
〇・七四四六	〇・七三六四	〇・六九七三	〇・六八九七	〇・七九七三	〇・七八八六	〇・七三三四	〇・七〇五六	〇・六六八一	〇・六六〇八	〇・六九二六	〇・六八五一	〇・六五〇八	〇・六四三七	〇・六四八七	〇・六四一六	〇・七三三三	〇・七二四三	〇・六三四五	〇・六二七六
六五、二〇〇円	六五、二〇〇円	六一、五〇〇円	六一、五〇〇円	七五、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	六七、二〇〇円	六七、二〇〇円	六三、二〇〇円	六三、二〇〇円	六六、一〇〇円	六六、一〇〇円	六二、三〇〇円	六二、三〇〇円	六二、一〇〇円	六二、一〇〇円	六四、九〇〇円	六四、九〇〇円	五七、八〇〇円	五七、八〇〇円

県営黒松第四住宅								県営加茂第三住宅				県営七北田住宅				県営虹の丘住宅			
同								同				同				同			
同	同	同	同	同	同	同	平 成 三 年 度	同	同	同	平 成 元 年 度	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同
同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同
七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	七五・六	七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六〇・一	七二・二	七二・二
〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・六三三五	〇・九二四二	〇・九四二	〇・九六一	〇・九六一	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九一六四	〇・九〇六四
〇・八八三九	〇・八四七六	〇・七三三五	〇・七三三四	〇・九九九一	〇・八三五一	〇・六九六一	〇・六三三五	〇・八〇六二	〇・七〇八三	〇・七九九一	〇・七三二二	〇・九五〇八	〇・九三五八	〇・八三五一	〇・七一五六	〇・七六四七	〇・六七一九	〇・八三三二	〇・八三三一
七六、〇〇〇円	七二、九〇〇円	六一、九〇〇円	六一、六〇〇円	八四、七〇〇円	七〇、四〇〇円	五八、五〇〇円	五三、五〇〇円	六七、九〇〇円	六一、一〇〇円	六六、一〇〇円	五八、九〇〇円	九五、四〇〇円	九〇、〇〇〇円	八四、四〇〇円	七三、九〇〇円	八〇、八〇〇円	七一、〇〇〇円	七二、七〇〇円	七二、七〇〇円



										県営松陵住宅												
										同												
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成五年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	中層耐火造	同
六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	五〇・六	八一・九	
〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	
〇・六七〇九	〇・六六四九	〇・六六二九	〇・六五八八	〇・六四一八	〇・六三九七	〇・六三四七	〇・六三三七	〇・五五九一	〇・五〇六九	一・〇六六六	〇・九一九四	〇・八八一七	〇・七六一九	〇・七五一四	一・〇三九二	〇・八六八六	〇・七二四〇	〇・六五八九	一・〇二五五	〇・六五八九	一・〇二五五	
八五、一〇〇円	八三、一〇〇円	八三、七〇〇円	八三、三〇〇円	七九、七〇〇円	七八、六〇〇円	七九、四〇〇円	八〇、〇〇〇円	六六、三〇〇円	六三、九〇〇円	一三三、〇〇〇円	一〇五、二〇〇円	一〇一、一〇〇円	八六、六〇〇円	八六、二〇〇円	一一五、三〇〇円	九三、一〇〇円	七五、〇〇〇円	七一、一〇〇円	八八、一〇〇円	七一、一〇〇円	八八、一〇〇円	

県営石巻鹿妻住宅						県営石巻水押住宅						県営石巻蛇田住宅								
同						同						石巻市								
昭和三十三年度	同	昭和三十二年度	昭和三十一年度	同	昭和三十年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四五・〇	五五・九	五五・九	五五・九	五一・二	四四・六	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	七九・四	七四・八	
〇・九二二一	〇・九二二六	〇・九二二一	〇・九二二六	〇・九二七九	〇・九二七九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	
〇・三三六五	〇・四二一四	〇・四二二二	〇・四〇四六	〇・三六六九	〇・三二九六	〇・八〇九一	〇・七六三三	〇・六七七七	〇・六七三六	〇・六七二五	〇・六六七四	〇・六五〇一	〇・六四八一	〇・六四三〇	〇・六四〇九	〇・五三六〇	〇・五二三五	〇・七九八七	〇・七五二四	
二九、六〇〇円	三七、三〇〇円	三七、三〇〇円	三五、三〇〇円	三五、二〇〇円	三一、九〇〇円	一〇六、一〇〇円	九九、一〇〇円	九一、七〇〇円	八八、五〇〇円	八九、一〇〇円	八九、八〇〇円	八五、八〇〇円	八四、七〇〇円	八五、六〇〇円	八六、二〇〇円	七一、五〇〇円	六八、八〇〇円	九八、五〇〇円	九一、九〇〇円	

県宮石巻西境谷地住宅	県宮石巻黄金浜住宅	県宮石巻門脇住宅	県宮桃生中津山住宅	県宮河南鹿又住宅	県宮石巻吉野住宅(身体障害者向け住宅)	県宮石巻吉野住宅													
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	平成四年度	同	平成二年度	同	昭和三十九年度	同	昭和三十九年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度
同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六六・八	四八・三	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六六・四	六六・四	六四・六	六〇・五	六三・二	七七・二	七七・二	七四・九	六三・二	六二・二	四九・五	六六・七	五九・三	五五・九
〇・九八一八	〇・九八一八	〇・九二七二	〇・九二七二	〇・九三四一	〇・九三四一	〇・九四七	〇・九四七	〇・九六五	〇・九六五	〇・九六五	〇・九三九	〇・九二九	〇・九二九	〇・九二九	〇・九二九	〇・九二九	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二
〇・六五三二	〇・四七三三	〇・六一四九	〇・五四〇三	〇・六〇二七	〇・五九六	〇・五〇五六	〇・四九三四	〇・五一九五	〇・四八六五	〇・五四二〇	〇・六三四六	〇・六七七	〇・六〇九〇	〇・五三三九	〇・五〇五七	〇・四〇二五	〇・四九八七	〇・四三四四	〇・四一八〇
五二、九〇〇円	三六、八〇〇円	四五、〇〇〇円	四〇、一〇〇円	五九、五〇〇円	五三、五〇〇円	三三、三〇〇円	二四、二〇〇円	五五、六〇〇円	五二、五〇〇円	五四、九〇〇円	七〇、六〇〇円	七〇、六〇〇円	六七、六〇〇円	五七、九〇〇円	五六、五〇〇円	四五、五〇〇円	四二、七〇〇円	三八、〇〇〇円	三六、一〇〇円

県宮塩釜清水沢住宅										県宮石巻渡波住宅(老人世帯向け住宅)	県宮石巻渡波住宅								
塩竈市										同	同								
平成四年度	同	同	同	平成元年度	同	同	同	同	同	昭和三十九年度	同	同	昭和三十九年度	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五一・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	五七・九	五七・九	五一・二	五一・二	三二・七	三二・七	五七・九	五七・九	五一・二	五一・二	六五・三	五五・八	七七・八	六五・三	七二・八
〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九六八四	〇・九六八四	〇・九六八四	〇・九六八四	〇・九八一八
〇・四七六六	〇・六九七三	〇・五七九七	〇・五七四四	〇・四七七七	〇・四二六七	〇・四三二一	〇・三七七三	〇・三七七三	〇・二四〇九	〇・二三八四	〇・四一九五	〇・四一五一	〇・三七一〇	〇・三六七〇	〇・六五八五	〇・五六二六	〇・七八四五	〇・六五八五	〇・七一八
四九、一〇〇円	五三、八〇〇円	四四、八〇〇円	四四、三〇〇円	三五、四〇〇円	三三、七〇〇円	三三、七〇〇円	三三、三〇〇円	三三、三〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、六〇〇円	三〇、六〇〇円	二七、九〇〇円	二七、九〇〇円	九六、八〇〇円	八三、〇〇〇円	一一五、二〇〇円	九六、八〇〇円	五三、三〇〇円

県営塩釜釜舟入住宅								県営塩釜天満崎住宅				県営塩釜北浜住宅		県営塩釜庚塚住宅					
同								同				同		同					
同	同	同	同	同	同	同	昭和六十二年	同	同	同	昭和五十六年	昭和五十五年	同	同	同	昭和五十四年	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
六九・〇	六九・〇	六八・七	六八・七	六八・四	六八・四	五七・〇	五七・〇	六一・八	六一・八	五九・三	五九・三	六三・一	五九・三	五九・三	五七・〇	五七・〇	七七・七	六四・六	六四・〇
〇・九三三二	〇・九三三二	〇・九三三二	〇・九三三二	〇・九三三二	〇・九三三二	〇・九三三二	〇・九三三二	〇・九三九九	〇・九三九九	〇・九三九九	〇・九三九九	〇・九三三四	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九三八三	〇・九三八三	〇・九三八三
〇・五九七六	〇・五九二二	〇・五九五〇	〇・五八八六	〇・五九二四	〇・五八六一	〇・四九三七	〇・四八八四	〇・四九四四	〇・四八九一	〇・四七四四	〇・四六九四	〇・四九二五	〇・四六九六	〇・四六四七	〇・四五一四	〇・四四六七	〇・七六〇	〇・六〇三六	〇・五九八一
五七、八〇〇円	五七、八〇〇円	五七、五〇〇円	五七、五〇〇円	五七、二〇〇円	五七、二〇〇円	四七、七〇〇円	四七、七〇〇円	三八、五〇〇円	三八、五〇〇円	三六、二〇〇円	三六、二〇〇円	三六、二〇〇円	三六、四〇〇円	三六、四〇〇円	三五、二〇〇円	三五、二〇〇円	七四、七〇〇円	六二、一〇〇円	六一、五〇〇円

県営名取飯野坂住宅				県営名取田高住宅				県営白石寿山住宅				県営本吉大沢住宅		県営気仙沼鹿折住宅					
同				名取市				白石市				同		気仙沼市					
同	同	同	平成四年度	同	同	昭和五十一年	同	同	同	昭和四十九年	同	同	平成元年度	昭和五十三年	同	昭和五十一年	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同
七二・八	六六・八	六三・五	四八・三	五五・九	五二・五	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	四六・五	六八・八	六六・四	五二・五	五二・五	五二・五	五一・二	七九・九	七九・九	七九・二
〇・九六九九	〇・九六九九	〇・九六九九	〇・九六九九	〇・九三六四	〇・九三六四	〇・九三六四	〇・九二七九	〇・九二七九	〇・九二七九	〇・九二七九	〇・九三三二	〇・九三三二	〇・九二二七	〇・九二二七	〇・九二二七	〇・九二二七	〇・九三二二	〇・九三二二	〇・九三二二
〇・七五〇一	〇・六八八二	〇・六五四三	〇・四九七六	〇・四三八六	〇・四二一八	〇・四〇一六	〇・三〇五七	〇・三〇五七	〇・三〇二四	〇・三〇二四	〇・四八八三	〇・四六五五	〇・三六三〇	〇・三五二二	〇・三四二五	〇・六九二二	〇・六八四六	〇・六八六〇	〇・六七八六
六〇、四〇〇円	六〇、一〇〇円	五四、五〇〇円	四一、五〇〇円	三七、四〇〇円	三四、八〇〇円	三四、一〇〇円	二六、六〇〇円	二六、六〇〇円	二〇、四〇〇円	二〇、四〇〇円	二五、〇〇〇円	二四、三〇〇円	三一、七〇〇円	三一、〇〇〇円	三一、五〇〇円	六六、八〇〇円	六六、八〇〇円	六六、一〇〇円	六六、一〇〇円

		県営名取手倉田第二住宅				県営名取谷津山住宅								県営名取名取が丘四丁目住宅					
		同				同								同					
同	昭 和 六 十 年 度	同	同	平 成 二 十 五 年 度	昭 和 五 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同	同	平 成 五 年 度	同	同	同	平 成 七 年 度	同	同
六〇・七	六〇・七	七六・七	六五・〇	三八・〇	六一・八	七九・六	七四・九	六八・四	六七・五	六五・五	六五・一	五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	五五・〇	七九・九	七三・〇
〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九九六四	〇・九九六四	〇・九九六四	〇・九四六四	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七七七	〇・九七七七	〇・九七七七	〇・九七七七	〇・九六九九	〇・九六九九
〇・五六一八	〇・五五五九	〇・九〇七五	〇・七六九一	〇・四四九六	〇・五三二〇	〇・八三二六	〇・七八二五	〇・七一四六	〇・七〇五一	〇・六八四二	〇・六八一	〇・六〇六九	〇・五七五六	〇・八四一〇	〇・七五三三	〇・七〇二九	〇・五八八四	〇・八三三三	〇・七五二二
四九、四〇〇円	四九、四〇〇円	一三、九〇〇円	一〇、三〇〇円	六一、〇〇〇円	四四、九〇〇円	九〇、九〇〇円	八六、三〇〇円	七八、四〇〇円	七八、六〇〇円	七五、六〇〇円	七六、五〇〇円	六六、七〇〇円	六三、八〇〇円	一一〇、三〇〇円	一〇〇、七〇〇円	九四、一〇〇円	八一、四〇〇円	六八、六〇〇円	六〇、四〇〇円

県営多賀城八幡住宅										県営角田横倉住宅				県営名取増田住宅					
多賀城市										角田市				同					
同	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	昭 和 四 十 一 年 度	同	昭 和 三 十 五 年 度	同	昭 和 三 十 四 年 度	同	昭 和 三 十 三 年 度	同	平 成 五 年 度	同	同	平 成 三 年 度	同	昭 和 六 十 一 年 度
同	同	同	同	高層耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六八・九	六二・〇	六二・〇	五三・六	五三・六	四〇・三	四〇・三	三六・四	三六・四	三六・四	三六・四	三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九	六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七
〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九三三〇	〇・九二六〇	〇・九三三〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九五四一	〇・九五四一	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇
〇・六五三六	〇・五九四四	〇・五八八一	〇・五二三九	〇・五〇八四	〇・二七九五	〇・二七六五	〇・二三三〇	〇・二二九六	〇・二二六九	〇・二二四六	〇・二二一八	〇・二〇九六	〇・六六八五	〇・五七八六	〇・八三七六	〇・七〇四四	〇・五八八〇	〇・五六九九	〇・五六四〇
六一、一〇〇円	五六、一〇〇円	五六、一〇〇円	四八、五〇〇円	四八、五〇〇円	一七、五〇〇円	一七、五〇〇円	一一、四〇〇円	一一、四〇〇円	一一、五〇〇円	一一、五〇〇円	一〇、六〇〇円	一〇、六〇〇円	九三、五〇〇円	八二、四〇〇円	六〇、三〇〇円	五〇、七〇〇円	四二、九〇〇円	五〇、七〇〇円	五〇、七〇〇円

		宅 県営多賀城浮島住						宅 県営多賀城中峯元		宅 県営多賀城大代住											
		同						同		同											
年昭 和四十九	同	年昭 和四十七	同	同	年昭 和五十三	同	年昭 和五十二	度昭 和五十年	同	平成 三年度	同	同	同	同	同	年昭 和六十一	同	同	同		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火 造	中 層 耐	同	同	同	
四四・六	四三・五	四三・五	六六・七	五五・九	四五・〇	五七・〇	五七・〇	四六・五	六八・〇	五五・〇	七八・三	七八・三	六八・二	六八・二	五五・三	五五・三	六八・九	六八・九	六八・九		
〇・九三七八	〇・九四八七	〇・九三八七	〇・九四六六	〇・九四六六	〇・九四六六	〇・九五六六	〇・九四六六	〇・九三九五	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九三六〇	〇・九二六〇	〇・九三六〇	〇・九二六〇	〇・九三六〇	〇・九三六〇	〇・九二六〇		
〇・三二七五	〇・三〇二四	〇・二九九二	〇・五八〇八	〇・四八六八	〇・三九一九	〇・四九三五	〇・四八八三	〇・三七一九	〇・七九一	〇・五八九七	〇・七六一七	〇・七五三五	〇・六六三四	〇・六五六三	〇・五三七九	〇・五三二一	〇・六六〇六	〇・六六〇六	〇・六五三六		
三三、二〇〇円	三三、五〇〇円	三三、五〇〇円	四五、八〇〇円	三八、七〇〇円	三一、六〇〇円	三九、五〇〇円	三九、五〇〇円	三〇、八〇〇円	五四、〇〇〇円	四三、九〇〇円	七三、一〇〇円	七三、一〇〇円	六三、九〇〇円	六三、九〇〇円	五三、一〇〇円	五三、一〇〇円	六一、九〇〇円	六一、一〇〇円	六一、九〇〇円		

		宅 県営若沼相の原住 (身体障害者向け 住宅)		宅 県営若沼相の原住										県営若沼亀塚住宅						
		同		同										岩沼市						
同	年昭 和五十五	同	年昭 和五十一	年昭 和五十六	同	同	同	同	同	同	年昭 和五十一	同	同	同	同	度昭 和五十年	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五九・二	五九・二	五七・九	五七・九	六一・八	五七・九	五七・九	五七・九	五七・九	五一・三	五一・三	五一・三	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	四六・五	五七・九	五七・九	四六・五	四六・五
〇・九四五一	〇・九三五一	〇・九八四三	〇・九八四三	〇・九三四	〇・九八四三	〇・九三四三	〇・九三四三	〇・九三四三	〇・九八四三	〇・九三四三	〇・九三四三	〇・九三四三	〇・九八四三	〇・九三四三	〇・九三四三	〇・九三四三	〇・九四七八	〇・九四七八	〇・九四七八	〇・九四七八
〇・四六八九	〇・四六三九	〇・四四七六	〇・四四七六	〇・四八五二	〇・四八一	〇・四二四九	〇・四二四九	〇・四二七一	〇・三七六四	〇・三七六四	〇・三七六四	〇・三六九四	〇・三八四八	〇・三三五五	〇・三三五五	〇・四一六六	〇・四二二三	〇・四二二三	〇・三三四五	〇・三三二〇
三九、八〇〇円	三九、八〇〇円	三七、五〇〇円	三六、九〇〇円	四六、〇〇〇円	五一、三〇〇円	三七、五〇〇円	三七、五〇〇円	三六、九〇〇円	四五、八〇〇円	四五、八〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、五〇〇円	二九、四〇〇円	四六、二〇〇円	三三、七〇〇円	二八、九〇〇円	二八、七〇〇円	二八、七〇〇円	三三、二〇〇円	三三、二〇〇円

県営若柳川南第二住宅		県営築館萩沢住宅			県営若柳川南住宅			県営迫萩洗住宅					県営登米前舟橋住宅		県営若沼千貫住宅				
同		同			栗原市			同					登米市		同				
同	平成元年度	昭和五十六年度	同	同	同	同	平成七年度	同	同	同	平成四年度	同	平成三年度	同	同	同	昭和六十一年度	同	同
同	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	同	同	同	同	同
六八・四	六七・二	六一・八	七九・四	六七・四	五六・〇	六九・〇	六六・〇	七八・三	六五・二	六四・七	五一・六	六八・七	六八・七	六八・四	六八・四	六〇・一	六〇・一	六七・五	六七・五
〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九三三三	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九七八八	〇・九四五一	〇・九三五一	〇・九四五一	〇・九四五一	〇・九三五一	〇・九四五一	〇・九三五一
〇・四八六四	〇・四七七九	〇・四五三三	〇・七六五〇	〇・六四九四	〇・五三九五	〇・六〇〇八	〇・六三三二	〇・七三三五	〇・六二四四	〇・五九七八	〇・四七六八	〇・五三〇〇	〇・五二八三	〇・五九二九	〇・五八六六	〇・五二〇九	〇・五一五四	〇・五三四七	〇・五二九〇
二五、〇〇〇円	二四、六〇〇円	四〇、一〇〇円	一〇五、六〇〇円	九二、三〇〇円	八〇、七〇〇円	九〇、一〇〇円	八七、一〇〇円	五三、四〇〇円	四三、五〇〇円	四三、五〇〇円	三四、六〇〇円	二六、九〇〇円	二六、七〇〇円	五一、五〇〇円	五一、五〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、三〇〇円	四五、三〇〇円

県営鳴瀬中央第二住宅		県営矢本赤井住宅			県営鳴瀬中央住宅			県営鳴瀬小野住宅					県営矢本下浦住宅					県営若柳新堤下住宅		県営築館久伝住宅			県営鷺沢柳沢住宅	
同		同			同			同					東松島市					同		同			同	
平成八年度	同	平成三年度	同	平成二年度	昭和六十三年度	昭和六十二年度	昭和六十一年度	同	昭和五十三年度	昭和五十二年度	昭和五十一年度	同	昭和五十年度	同	同	同	平成四年度	平成三年度	平成二年度					
同	同	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	中層耐火造	木造	同	同	中層耐火造	同	同					
七九・四	七三・三	七二・九	七三・三	七二・九	六七・五	六七・五	六七・五	五九・三	五七・〇	五七・〇	五五・九	五一・二	四六・五	七七・六	六八・〇	六五・三	五六・九	七一・六	七一・六					
〇・九六五二	〇・九八三七	〇・九八三七	〇・九八三七	〇・九八三七	〇・九五五四	〇・九二二三	〇・九二二三	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・九七四八	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九五四三					
〇・六三八六	〇・五六七〇	〇・五六三九	〇・五六〇二	〇・五五七二	〇・四七三六	〇・四六五七	〇・四五六三	〇・四三三三	〇・四〇八八	〇・四〇三三	〇・三八七九	〇・三四九三	〇・三三七三	〇・六〇一九	〇・六一五二	〇・五九〇八	〇・五一四七	〇・五三七三	〇・五三〇九					
九二、二〇〇円	二〇、五〇〇円	二〇、五〇〇円	二〇、七〇〇円	二七、一〇〇円	二八、七〇〇円	二九、一〇〇円	二九、一〇〇円	四一、二〇〇円	三九、九〇〇円	三七、一〇〇円	三六、八〇〇円	三三、五〇〇円	三〇、三〇〇円	八九、一〇〇円	四七、四〇〇円	四五、五〇〇円	三九、六〇〇円	三三、四〇〇円	三三、六〇〇円					

県営松山金谷住宅		県営古川李埜住宅 (老人世帯向け住宅)		県営古川李埜住宅								県営三本木西浦住宅	県営古川福浦住宅		県営鹿島台福声住宅				
同		同		同								同	同		大崎市				
同	平成四年度	平成十四年度	平成十年度	同	同	平成十四年度	同	平成十年度	同	同	同	平成四年度	平成元年度	同	同	昭和三十三年度	昭和三十一年度	同	昭和三十五年
同	木造	高層耐火造	中層耐火造	同	同	高層耐火造	同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	木造	同	同	中層耐火造
七八・二	七七・八	六五・一	五四・六	七五・一	六五・一	六三・二	七八・九	六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八・八	六八・〇	五五・九	五七・九	五一・二
〇・九六四六	〇・九六四六	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九二五四	〇・九三七二	〇・九三七二	〇・九三七二	〇・九二四〇	〇・九二四〇	〇・九二四〇
〇・六〇二二	〇・五九七二	〇・六三三三	〇・五二二三	〇・七二九四	〇・六三三三	〇・六三三九	〇・七五三四	〇・六四〇七	〇・七三二九	〇・六二五六	〇・六二四七	〇・五四八三	〇・四七九五	〇・四九一八	〇・四八八九	〇・四八三三	〇・三七八六	〇・三八五六	〇・三四一〇
八七、一〇〇円	八六、六〇〇円	九五、八〇〇円	九一、五〇〇円	一〇五、九〇〇円	九五、八〇〇円	九三、九〇〇円	一一八、三〇〇円	一〇五、三〇〇円	五三、五〇〇円	四九、三〇〇円	四九、三〇〇円	四一、〇〇〇円	二二、四〇〇円	二七、四〇〇円	二七、四〇〇円	二七、三〇〇円	三三、二〇〇円	三三、三〇〇円	三一、三〇〇円

県営柴田船迫住宅				県営村田石生住宅				県営大河原結ヶ丘住宅				県営大河原上谷住宅	県営蔵王井戸井住宅						
柴田郡柴田町				柴田郡村田町				同				河原町大	刘田郡蔵王町						
同	平成四年度	同	昭和三十三年度	同	昭和三十六年度	昭和三十五年度	昭和三十六年度	昭和三十八年度	同	同	同	平成六年度	昭和三十年	同	平成六年度	同	同	同	中層耐火造
同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	同	同
六六・八	四八・三	六四・六	六〇・五	六一・八	六一・八	五九・三	六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	七四・七	五一・二	六九・〇	六六・〇	六八・〇	六五・三	五六・九
〇・九八八〇	〇・九八八〇	〇・九三八〇	〇・九三八〇	〇・九四八〇	〇・九三八〇	〇・九三八〇	〇・九〇六七	〇・九〇六七	〇・九五二六	〇・九五二六	〇・九五二六	〇・九五〇五	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九八五二	〇・九八五二	〇・九八五二	〇・九八五二	〇・九八五二
〇・六一三四	〇・四四三五	〇・五三三五	〇・四九九六	〇・四六五四	〇・四六〇五	〇・四三五一	〇・四一八九	〇・四〇六一	〇・六一九三	〇・六一六二	〇・五八二二	〇・五七九〇	〇・五七八三	〇・三三三二	〇・六四八五	〇・六二〇三	〇・六三七七	〇・五九八〇	〇・五二一〇
五四、九〇〇円	三八、二〇〇円	四七、三〇〇円	四四、六〇〇円	四七、一〇〇円	四七、一〇〇円	三八、二〇〇円	二九、五〇〇円	二八、六〇〇円	一一六、六〇〇円	一一六、〇〇〇円	一〇九、七〇〇円	一〇九、〇〇〇円	一〇九、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	八五、一〇〇円	八二、二〇〇円	五一、一〇〇円	四九、二〇〇円	四二、九〇〇円

宅 県営巨理下茨田住		宅 県営丸森神明住宅		宅 県営柴田槻木住宅 (老人世帯向け住宅)			宅 県営柴田槻木住宅 (身体障害者向け住宅)			宅 県営柴田槻木住宅					宅 県営柴田東船岡住				
巨理郡巨理町		伊具郡丸森町		同			同			同					同				
昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	
同	同	同	火造	同	木造	同	火造	火造	同	火造	火造	同	同	同	火造	火造	同	木造	同
六〇・七	六〇・七	五七・〇	五一・三	六九・六	六九・六	五八・九	五〇・五	五〇・五	六八・八	五〇・五	五〇・五	七八・九	六八・八	六八・八	五八・九	六八・八	七六・六	七四・七	七二・八
〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九八八〇
〇・四九三五	〇・四八六四	〇・四三三五	〇・三六三三	〇・五二二八	〇・五〇六五	〇・五六八八	〇・四八七七	〇・四八七七	〇・六六四四	〇・四八七七	〇・四八七七	〇・七六〇〇	〇・六六四四	〇・六六四四	〇・五六八八	〇・六六四四	〇・五七九一	〇・五六四七	〇・六六八六
四五、六〇〇円	四二、四〇〇円	三五、六〇〇円	三五、八〇〇円	二四、三〇〇円	二五、二〇〇円	九四、三〇〇円	八〇、三〇〇円	八〇、七〇〇円	一一〇、〇〇〇円	八〇、三〇〇円	八〇、七〇〇円	一二六、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	九四、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	八七、八〇〇円	八五、七〇〇円	五五、二〇〇円

宅 県営浦谷中島住		宅 県営中新田羽場住					宅 県営中新田田川住		宅 県営大和吉岡南住		宅 県営七ヶ浜松ヶ浜					宅 県営七ヶ浜遠山住			
遠田郡浦谷町		同					美加郡美町		黒川郡大和町		同					宮城郡七ヶ浜町			
昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度
同	火造	同	同	同	同	同	木造	同	火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六七・五	五九・二	七九・九	七八・七	七六・六	七四・七	七三・六	六八・七	六九・〇	六六・〇	七五・六	六五・五	六四・七	五五・四	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	四六・五	六〇・七
〇・九〇四一	〇・九〇四一	〇・九七〇一	〇・九七〇一	〇・九七〇一	〇・九七〇一	〇・九七四七	〇・九七四七	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九五〇〇
〇・四八四八	〇・四三三二	〇・六四五九	〇・六三六一	〇・五九八三	〇・五八三四	〇・五七〇九	〇・五三三九	〇・六四九八	〇・六二二五	〇・六六七五	〇・五七八三	〇・五七二二	〇・四八九一	〇・六七六八	〇・五六二七	〇・五五七五	〇・四四四三	〇・三二二九	〇・五〇七七
四三、八〇〇円	三八、七〇〇円	一一〇、五〇〇円	一〇八、八〇〇円	八五、九〇〇円	八三、八〇〇円	四九、一〇〇円	四五、八〇〇円	八一、九〇〇円	七九、一〇〇円	六一、三〇〇円	五三、一〇〇円	五二、五〇〇円	四四、九〇〇円	六六、〇〇〇円	五四、九〇〇円	五四、四〇〇円	四三、三〇〇円	三二、五〇〇円	四四、二〇〇円



県営浦谷田町裏住宅	同	昭和六十三年度	木造	六六・四	〇・九四八〇	〇・四七七三	二四、八〇〇円
県営浦谷下町住宅	同	平成五年度	同	七七・一	〇・九八八〇	〇・六三三三	九、九〇〇円
県営小牛田峯山住宅 遠田郡美里町	同	昭和五十三年度	中層耐火造	五五・九	〇・九三三三	〇・三九四四	三四、六〇〇円
	同	昭和五十五年度	同	五九・三	〇・九三三三	〇・四一八四	三六、六〇〇円
	同	昭和五十六年度	同	六〇・一	〇・九三三三	〇・四四四七	四三、九〇〇円
同	同	同	同	六八・四	〇・九三三三	〇・五〇六一	四九、四〇〇円

備考 応益係数は、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項各号に掲げる数値を乗じて得た数である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和四年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 県民会館・NPOプラザ複合施設新築設計業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部消費生活・文化課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和四年五月十九日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社石本建築事務所 東京オフィス 東京都千代田区九段南四丁目六番十二号

五 契約金額 七億五千九百万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第六号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七号の二第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和四年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県教育情報システム（SWANIV）構築及び賃貸借等業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結日から令和十年八月三十一日まで

4 履行場所 本件で調達される仙台市内データセンター及び県立学校他

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七号の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 公告の日から過去五年以内に国、都道府県又は指定都市の基幹ネットワークの構築、運用保守等に係る契約を締結し、履行した実績（賃貸借契約内での構築等も含む。）を有すること。

10 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1から7までの要件の全てを満たしていること。

(二) 構成員のいずれかが8及び9の要件を満たしていること。

(三) 企業連合の構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

11 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五）へ令和四年七月二十一日（木）までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 郵送又は書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書及び仕様書の交付期間  
宮城県教育庁教育企画室情報推進班（担当 長田 電話〇二二一二一一三六一二）  
令和四年七月五日（火）から令和四年七月十三日（水）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年第七十八号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

4 入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書等の交付を受け、電子調達システム又は郵送若しくは持参により入札参加資格確認申請を行い、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限等  
(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合  
令和四年八月四日（木）午前九時から令和四年八月十八日（木）午後五時まで

(二) 郵送による場合  
令和四年八月四日（木）午前九時から令和四年八月十八日（木）午後五時まで

に到達すること（郵送方法は、簡易書留郵便等配達記録がなされるものに限る。）

(三) 持参による場合

6 の開札日時及び場所に持参し、提出すること。また、提出の際は、4 の入札参加資格確認結果の通知の写し及び代理人による入札の場合は委任状を持参すること。

6 開札の日時及び場所

令和四年八月十九日(金) 午前九時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十六階一六〇一会議室

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Assembly and leasing of Miyagi Prefecture Education Information System (SWANIV) - (I set)

2 Contract Period : From day of contract settlement to August 31, 2028

3 Place of Implementation : Data centers in Sendai City, Miyagi Prefectural Schools, and other locations

4 Deadline and Place for Bid Submission : August 18, 2022, 5 : 00 pm.

Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture

5 Time and Place for Bid Selection : August 19, 2022, 9 : 00 am.

Conference Room 1601 Miyagi Prefectural Government Building, 16<sup>th</sup> floor

6 Contract Information : Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN Tel: 022-211-3612

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県教育情報システム(SWANIV) 回線使用等業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結日から令和十年八月三十一日まで

4 履行場所 別途調達される仙台市内データセンター及び県立学校他

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定による登録を受けている者であ

ること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和四年七月二十一日（木）までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 郵送又は書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書及び仕様書の交付期間  
宮城県教育庁教育企画室情報化推進班（担当 長田 電話〇二二―二二―一三六一二）  
令和四年七月五日（火）から令和四年七月十三日（水）まで（ただし、日曜日、土曜日及び

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年第七十八号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

4 入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書等の交付を受け、電子調達システム又は郵送若しくは持参により入札参加資格確認申請を行い、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合  
令和四年八月四日（木）午前九時から令和四年八月十八日（木）午後五時まで

(二) 郵送による場合  
令和四年八月四日（木）午前九時から令和四年八月十八日（木）午後五時までに2の場所ま

に到達すること（郵送方法は、簡易書留郵便等配達記録がなされるものに限る。）  
（三）持参による場合

6 の開札日時及び場所に持参し、提出すること。また、提出の際には、4 の入札参加資格確認結果の通知の写し及び代理人による入札の場合は委任状を持参すること。

6 開札の日時及び場所

令和四年八月十九日（金）午前十一時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十六階一六〇一会議室

4 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する金額を加算した金額（当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。  
9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Use of telecommunication lines for Miyagi Prefecture Education Information System (SWANIV) - (1 set)

2 Contract Period : From day of contract settlement to August 31, 2028

3 Place of Implementation : Data centers in Sendai City where the other contract will be

implemented, Miyagi Prefectural Schools, and other locations

4 Deadline and Place for Bid Submission : August 18, 2022, 5 : 00 p.m.

Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture

5 Time and Place for Bid Selection : August 19, 2022, 11 : 00 a.m.

Conference Room 1601 Miyagi Prefectural Government Building, 16<sup>th</sup> floor

6 Contact Information : Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN Tel: 022-211-3612

Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN Tel: 022-211-3612

7 Language and Currency Used in Contract procedures : Japanese and Japanese yen only

### 監査委員

○宮城県監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。  
令和4年7月5日

宮城県監査委員 高橋 伸二

宮城県監査委員 渡辺 忠寛

宮城県監査委員 成田 由加里

宮城県監査委員 吉田 計

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所  
後 藤 修 次 大阪府藤井寺市野中4丁目8番33号

高 橋 克 明 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番25-1309号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和4年7月5日から令和5年3月31日まで

### 正 誤

○宮城県公報令和四年号外第一八号（令和四年三月三十一日付け）中

ページ 段 行 頁  
四 一 三 「2 復学する日」 年 「2 復学する日」

「2 復学する日」 月 日から

四

下

四

「2 復学する日 年  
月 日から  
(注) 本人が未成年の場合にあつては、保証人は保護者とする。」

「2 復学する日  
(注) 本人が未成年の場合にあつては、保証人は保護者とする。」